

## 平成28年度 あいな園 事業報告

### 1 支援事業別利用状況

事業開始1年目となる平成28年度は、放課後等デイサービス2名という定員を大きく下回る状況でのスタートとなりました。その後、支援学校や各市町福祉課からの問い合わせも少し増えてまいりましたが、送迎距離や家庭環境の複雑化の問題によりすべてが利用につながれるわけではありませんでした。そうした中でも毎月少しずつ契約者および利用日数を着実に増やしていくことに努めました。とりわけ、年明け以降は利用者家族からの口コミによる問い合わせや、行政からの紹介による見学依頼など、認知度が認められたうえでの契約も増えてまいりました。

(表1)

事業名	定員数	契約者数 (28.4.1)	契約者数 (29.3.31)
児童発達支援	10名	0名	3名
放課後等デイサービス		1名	11名

(表2)

単位：名

年 月	児童発達支援			放課後等デイサービス		
	新規契約	利用終了	契約者数	新規契約	利用終了	契約者数
28.4	—	—	—	2	—	2
28.5	—	—	—	1	—	3
28.6	—	—	—	2	—	5
28.7	1	—	1	1	—	6
28.11	1	—	2	1	—	7
28.12	—	—	2	2	—	9
29.2	1	—	3	1	—	10
29.3	—	—	3	1(2)※	—	11(2)※

※カッコ内は4月から利用予定。

### 2 年齢別利用者数

	未就学	小1～小3	小4～小6	中学生	高校生	合計
男子	2名	1名	1名	2名	3名	9名
女子	1名	2名	1名	1名	0名	5名

### 3 職員数

(29.3.31現在)

	施設長	児発管	支援員
常勤	1名 (兼務)	1名 (兼務)	3名

児発管～児童発達管理責任者(児童福祉におけるサービス管理責任者)

## 4 支援活動結果

- コミュニケーション領域においては、日常生活やレクリエーションを通して表現活動を活発にし、自分の気持ちを相手に伝えられるように支援してきました。様々な学校から集まるため、会話も最初のうちは恥ずかしがっていたようですが、職員を介在して、同じ日課を過ごすうちに次第に交友関係も生まれるようになりました。
- 日常生活スキル領域においては、食事や着替え、排泄などの基本的な生活スキルのほか、整容や後片付けなどの普段の生活に必要な動作も身に付けられるよう支援してきました。トイレ誘導が必要な方については適宜実施しました。失禁も何度か見られましたが、次第に自発的にトイレに行く姿も見られるようになりました。
- 社会性スキル領域においては人との関わりを通じて対人交流を深める中で、集団のルールを身につけられるよう支援してきました。前述のとおり円満な人間関係を築くことはできたのですが、その反面、年少者の年長者に対する敬意が欠けるやり取りを耳にすることが目立ちました。今後の課題になると思われます。
- 運動スキル領域においては、体を動かすことによって体力の向上を図ると同時に、普段の生活の中でのストレスが発散できるように支援してきました。多くの利用者は散歩や行事参加に積極的でありましたが、障害が重度であるほど参加が困難になり、本人も体を動かすことを嫌がるそぶりを見せるようになりました。運動日課の内容については今後も検討の必要はありそうです。

## 5 一日の流れ

平日

- 14:00 放課後デイサービス 迎え
- 15:00 昼の会
- 15:15 おやつ
- 15:45 活動時間（個別活動、創作活動、屋外活動等）
- 18:00 自宅送り

学校休校日

- 9:00 自宅迎え
- 10:00 朝の会
- 10:15 活動時間（個別活動、創作活動、屋外活動等）
- 12:00 昼食 昼休み
- 13:00 活動時間（個別活動、創作活動、屋外活動等）
- 15:00 おやつ
- 15:30 活動時間（個別活動、創作活動、屋外活動等）
- 16:00 自宅送り

## 6 送迎について

ほぼ、すべての利用者が送迎サービスを利用しています。当初は人数が少なかったため遠方に1名のみという状態もままあり効率的な実施は困難でした。しかし、近隣在住の利用者が増えたことと、遠方の利用者の利用の減少により効率は向上していると思われま

## 7 関係機関との連携

事業の実施にあたり、下記の機関と連携を密にし、利用者の適切な支援とサービスの提供に努めてきました。

### ○ 当該市町及び児童相談所、学校等

行政とは現在利用中の方の状況報告を行いながら、新規利用希望者の情報提供を受けております。

また、学校とは迎えの際、昼間の本人の様子、学校行事等綿密に連絡を取り合っています。

### ○ その他の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所や福祉サービス事業所、相談支援事業所等

事業所を併用している利用者については情報共有を行い、相談支援事業所に対してはモニタリング時の本人の利用の様子、また、ケース会議に出席するなど双方の協力体制を築いております。